

高齢者支援課

エンディングプラン登録事業の開始について

単身高齢者や身寄りのない高齢者が増加する中、判断能力が低下した際の生活や死後の対応に不安を抱える高齢者が増加しています。これまで区では、高齢者本人が、もしものときに備え、その意思を家族や支援者と共有する取組（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）や終活について、情報発信に取り組んできましたが、本人の希望に寄り添った、より踏み込んだ終活支援が求められています。

そのため、区は、終活や死後に対する不安を軽減し、安心して自分らしい生活を送れるよう、終活情報をあらかじめ区に登録するエンディングプラン登録事業を令和7年10月1日に開始します。

1 事業の概要

高齢者等の区民が、病気等で意思表示ができなくなったとき、又は死亡したときに、あらかじめ登録した自身の意思を関係者に伝え、その意思に沿った対応を促し、登録者の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとなるよう、自身の終活情報を区に登録する事業です。

(1) 対象者

区内に住民登録のある18歳以上の人

(2) 登録できる情報

ア 緊急連絡先

イ 本籍・筆頭者

ウ かかりつけ医療機関

エ リビングウィル（※1）の保管場所

※1 病気や事故などで判断能力を失った際に、自分がどのような医療やケアを受けたいか、あるいは受けたくないかを事前に表明する指示書

オ エンディングノート（※2）の保管場所

※2 もしものときに備えて、自分の想いや大切な情報を残すためのノート
区では、港区版エンディングノートを作成します【後述（6）参照】。

カ 献体登録先（※3）

※3 医学の研究・教育のために、自身の遺体を大学に無償で提供することを事前に登録する制度

キ ペットの預け先

ク 死後事務委任契約（※4）や終活にかかる生前契約（※5）等

※4 自身の死後の事務手続を生前に信頼できる人に委任する契約
（葬儀の手配、埋葬、公共料金の支払、遺品整理 等）

※5 自身の死後や判断能力が低下した場合に備えて、葬儀やお墓の契約などを生前に済ませておくこと

ケ 遺言書の保管場所

（3）費用負担等

本人負担、所得制限はありません。

（4）登録手続と情報の開示

ア 事業の利用希望者は、登録票を区に提出します。

イ 区は、アの登録票の内容を確認し、登録証を申請者に交付します。

ウ 登録者が登録内容を確認したいときは、登録者が区に開示請求書を提出します。
登録者の生命・身体の保護のために必要があるとき又は登録者が死亡したときは、登録情報の開示先【後述（5）参照】から区に開示を請求します（緊急時は口頭）。

エ 区は、ウの請求を受け、開示決定通知書を請求者に交付するとともに、登録票を口頭又は書面で開示します。

（5）登録情報の開示先

警察署、消防署及び医療機関並びに登録者があらかじめ指定した親族・知人等とします。

（6）港区版エンディングノートの作成

終活情報をより詳細に記載し、自分自身を振り返り、今後の人生を考えることができるよう、区は、港区版エンディングノートを作成し、希望者に配布します。

なお、一部ACPシート（※）を兼ねることとします。

※ 希望する医療や介護について自分自身であらかじめ考え、家族等と話し合う過程で、考えを書き留めるなど自分の希望を共有するために使用するシートです。

主な内容は、次のとおりです。

ア はじめに

作成のポイント 等

イ 私のこと

基本情報、プロフィール、関わる人、ペット、家系図、年金・保険、不動産・その他資産、ライフライン・サブスク、デジタル遺品 等

ウ もしものときの希望

医療と介護、大切にしたいこと、判断能力が低下したときの希望、リビング・ウィル 等

- エ 亡くなった後の希望
献体、遺言書、葬儀、お墓・供養、連絡してほしい人の一覧 等
- オ 終活に役立つもの
エンディングプラン登録事業、相談窓口、思い出写真館 等

2 事業開始日

令和7年10月1日

3 実施方法

本事業は、区が港区社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）に運営を委託します。

また、社協が独自事業として、「終活相談窓口」を設置し、エンディングプラン登録事業に関する相談のほか、終活に関する一般相談や情報提供を行います。弁護士等の資格を有した専門職による専門相談も行います。

4 事業規模

9,813千円（一部、特定財源）

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月1日	エンディングプラン登録事業の開始 広報みなとや区ホームページ、チラシ等による周知
11月以降	区民向け説明会の開催